

2021年1月8日

お客様各位

三井不動産レジデンシャルサービス株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令に伴う弊社対応について

昨日、政府より、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を対象とし、効力を2月7日までとする新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。

弊社では、引き続き、管理組合の皆様をはじめとするお客様および業務委託先・弊社従業員の安心・安全・健康を第一に考え、また、管理組合の皆様をはじめとするお客様のくらしを支える役割を担う企業として、各種感染症予防・拡大防止策（マスク着用・手洗い・咳エチケット・検温・アルコール消毒の励行、在宅勤務・シフト勤務の継続、ソーシャルディスタンスの確保等）を講じたうえで、弊社業務を継続して実施させていただき所存です。

以上